

平成 27 年度第 2 回岩手県子ども・子育て会議
幼保連携型認定こども園部会

日時：平成 28 年 3 月 25 日（金）14：00～15：20
場所：岩手県公会堂 11 号室

○高橋少子化・子育て支援担当課長

只今から、「平成 27 年度第 2 回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会」を開会いたします。

私は、子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。

本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数 5 名のうち、4 名であり、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第 5 条第 4 項において準用する第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承願います。

開会に当たり、子ども子育て支援課総括課長の南からご挨拶を申し上げます。

○南子ども子育て支援課総括課長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから認定こども園、保育所及び幼稚園等の運営にご尽力いただいているとともに、本県の児童福祉行政、そして教育行政の推進にご協力をお賜っていることに対し、改めて感謝申し上げます。

本日の審議案件は 6 件でございますが、審議対象の 6 施設は、現在、保育所又は幼稚園として運営している施設から、幼保連携型認定こども園に移行しようとするものでございます。

本県におきましては、認定こども園の普及を図るため、既存の保育所又は幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を行う場合は、条例に定める基準を満たし、また、認定こども園法に定める欠格事由に該当しないと認められる場合は、原則として認可を行うこととしているものでございます。

当部会は、認定こども園法の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可にあたり、委員の皆様からのご意見をお聞かせいただくものでございますので、委員の皆様方からは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます開会に当たっての挨拶といたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長

本日の出席者のご紹介については、お手元に配布しております、出席者名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

幼保連携型認定こども部会の委員につきましては、2 月 15 日に開催されました「平成 27 年度第 2 回岩手県子ども子育て会議」におきまして、遠山会長よりご指名をいただいたところとす。

部会の会長及び副会長は、条例の第 5 条第 4 項の規定により準用する、第 3 条第 1 項の規定により委員の互選によることとされているところですが、事務局としましては、会長

は、引き続き盛岡大学短期大学部教授大塚健樹様に、副会長は、岩手県PTA連合会副会長五十嵐のぶ代様に、就任をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、会長を大塚委員に、副会長を五十嵐委員をお願いすることといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大塚委員、会長席にご移動をお願いします。

(大塚委員が会長席へ移動)

次に、「4 議題」に入ります。条例の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を大塚会長にお願いいたします。

今回は、設置の認可が6件でございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○大塚委員

皆様のご協力をいただきながら、努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議題に入ります。

お手元に配布しております「資料1」のとおり、岩手県知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可について、当部会の意見を求められております。

議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料2をご覧ください。

まず、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要についてご説明いたします。

幼保連携型認定こども園の定義であります。1の(1)に記載しておりますが、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設」であります。

ここでいう「この法律」とは、※1に記載しておりますが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことでございます。

次に設置主体であります。これは国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人とされております。

次に、認可等の主体であります。これは都道府県知事、指定都市の長、中核市の長とされておりますので、本県の場合は、盛岡市内に所在する施設については盛岡市において認可を行い、盛岡市以外に所在する施設については県で認可を行うこととなります。

なお、公立の施設等については県への設置の届出を行うことにより設置が可能とされておりますので、認可の対象となる施設は、学校法人立及び社会福祉法人立の施設となります。

次に、審議会の意見聴取についてであります。都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ法第 25 条に規定する審議会の意見を聴かなければならないこととされております。本県においては、「岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会」を当該審議会として位置づけているものでございます。

意見聴取の対象となる事項は、「設置の認可・廃止等の認可」、「事業停止命令・閉鎖命令」及び「認可の取消し」となりますが、本日は、この中の「設置の認可」について、ご意見をお伺いするものでございます。

次に、幼保連携型認定こども園の設置基準についてであります。これは県において、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例により、その設置基準を定めているものでございます。

なお、この条例は、国が定める基準に従い、又はそれを参酌して定めているものであり、国が定める基準と同様の基準を県の基準としているものでございます。

次に認可の適否についてであります。法令上の取扱いとしては、条例で定める基準に適合し、かつ犯罪歴等の欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされているものでございます。

ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合、確保対策が量の見込を上回っている場合等は認可をしないことができることとされております。

本県の認可の方針であります。本県においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画におきまして、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針としているものでございます。

次に 2 ページ目をご覧ください。

県内の幼保連携型認定こども園の設置状況についてであります。平成 27 年 4 月 1 日現在で、公立施設が 4 箇所、私立施設が 26 箇所の合計 30 箇所となっております。

最後に、本日の意見聴取の対象となる施設についてであります。下段の表の 6 件となります。

認可基準への対応状況等の詳細については別途ご説明いたしますが、いずれの施設も、平成 28 年 4 月 1 日付けで、保育所又は幼稚園から、幼保連携型認定こども園への移行を行うものでございます。

以上が、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要でございます。

続きまして、資料 3 ページをご覧ください。

1 件目の、「社会福祉法人睦会 幼保連携型認定こども園 膝乃こども園」についてご説明いたします。

はじめに 3 ページの資料で施設の概要を説明しまして、その後 4 ページの資料で設置基準への対応状況についてご説明をいたします。

まず 3 ページであります。施設名は、右上に記載のとおり「社会福祉法人睦会 幼保連携型認定こども園 膝乃こども園」でございます。

施設の所在地は花巻市、施設の設置者は「社会福祉法人睦会」でございます。

利用定員は、3 歳未満児が 23 人、3 歳以上児が 47 人の合計 70 人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は 579.65 m²、園庭の面積は 560.66 m²でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て相談を実施するものでございます。

次に 4 ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1) の学級編制についてであります。右側に基準を記載しておりますが、幼保連携型認定こども園においては、満 3 歳以上の園児について 1 学級 35 人以下で学級を編制することとされており、各学級毎に学級担任を 1 人以上置くこととされております。

申請内容は、14 人編制の学級を 1 学級、16 人編制の学級を 1 学級、17 人編制の学級を 1 学級、学級担任を 3 人配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(2) の職員配置についてであります。右側に基準を記載しておりますが、保育教諭にかかる幼保連携型認定こども園の配置基準は、満 4 歳以上児 30 人につき 1 人以上、満 3 歳児 20 人につき 1 人以上、満 1 歳児及び満 2 歳児 6 人につき 1 人以上、0 歳児 3 人につき 1 人以上とされており、満 3 歳以上児の教育及び保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回る時は、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とすることとされております。

この基準により算定した職員配置基準は右側の基準の欄に記載のとおり、8 人以上となります。申請内容は 8 人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は必置とされておりますが、申請内容は2人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。まず、園舎の構造の基準は原則として2階建て以下とされておりますが、申請内容は1階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります。この基準は、右側の基準欄に記載のとおり、学級数による算定面積と、3歳未満の園児数による算定面積を合計した面積以上とされております。この基準により算定した基準は470.82㎡以上とされておりますが、申請内容は579.65㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります。この基準は、右側の基準欄に記載してありますが、学級数による算定面積と3歳以上の園児数による算定面積を比較していずれか大きい面積に、2歳の園児数による算定面積を加えた面積以上とされております。

この基準により算定した基準は429.7㎡以上とされておりますが、申請内容は560.66㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。この基準は、右側の基準欄に記載してありますが、乳児室は満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき1.65㎡、ほふく室は満2歳未満の園児のうちほふくするもの1人につき3.3㎡、保育室は満2歳以上の園児1人につき1.98㎡とされております。

この基準により算定した各居室の面積は、右側の基準欄のとおりでございます。申請内容はすべてこの基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります。教育週数の基準は年間39週以上とされており、また子育て支援事業としては、子どもの養育に関する地域住民からの相談に応じる教育保育相談事業の実施が必須とされておりますが、申請内容は、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業を実施することとされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、「社会福祉法人睦会 幼保連携型認定こども園 膝乃こども園」の申請内容と設置基準への対応状況でございます。

よろしく願いいたします。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

○藤本委員

確認ですが、この審議会に諮問される施設については、事前に県において内容を審査し

ているものであり、全ての施設について、設置基準を満たしており、かつ、欠格事由には該当していないとの理解でよろしいでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

幼保連携型認定こども園の設置の認可申請の審査については、設置予定日の6ヶ月前から書類の審査等を実施しているものであり、基準に適合している施設について、この部会に御諮りをしているものでございます。

○藤本委員

国においては認定こども園の普及を図ることとしているところですが、仮に、設置基準に適合しない施設から認可申請がなされた場合には、どうなるのでしょうか。

また、国においては、園庭の面積等が幼保連携型認定こども園の本来の基準を満たすことができない既存の保育所からの移行に係る経過措置等を設けているとのことですが、岩手県の基準においてはどのようになっているのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

条例に基づく基準を満たしていない施設については、認可はできないことから、この部会には御諮りをしないこととなるものであり、基準を満たした施設についてのみ、この部会に御諮りをすることとなるものでございます。

また、本県の基準については、国が定めた基準と同様の基準としているものであり、既存の保育所又は幼稚園から移行する場合の特例等についても、国と同様の特例を設けているものでございます。

○大塚委員

他にご質問等はありませんでしょうか。

(なし)

○大塚委員

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

次の施設について、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料5ページをご覧ください。

2件目の、「幼保連携型認定こども園久慈幼稚園」についてご説明いたします。

まず5ページであります。施設名は、右上に記載のとおり「幼保連携型認定こども園久慈幼稚園」でございます。

施設の所在地は久慈市、施設の設置者は「学校法人東北文化学園大学」でございます。

利用定員は、3歳未満児が30人、3歳以上児が70人の合計100人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は2,205.81㎡、園庭の面積は2,328.78㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に6ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1)の学級編制についてであります。基準の考え方の詳細は先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。申請内容は、20人編制の学級を2学級、30人編制の学級を1学級、学級担任を3人配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は9人以上となりますが、申請内容は15人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は2人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。

まず、園舎の構造は2階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります。設置基準は493.92㎡以上とされておりますが、申請内容は2,205.81㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります。設置基準は446.2㎡以上とされておりますが、申請内容は2,328.78㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります。申請内容は、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業を実施することとされておりますので、基準を満

たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、「幼保連携型認定こども園久慈幼稚園」の申請内容と設置基準への対応状況でございます。

よろしく願いいたします。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

幼保連携型認定こども園久慈幼稚園については、園舎が2,205.81㎡とかなり広いようですが、どのような背景があるのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

具体の背景の詳細までは承知しておりませんが、施設の立地条件や、それまでの施設の変遷の中で、この面積になったものと考えております。

○大塚委員

他にご質問等はございませんでしょうか。

(なし)

○大塚委員

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

次の施設について、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料7ページをご覧ください。

3件目の、「認定こども園 赤荻保育園」についてご説明いたします。

まず7ページであります。施設名は、右上に記載のとおり「認定こども園 赤荻保育

園」でございます。

施設の所在地は一関市、施設の設置者は、「社会福祉法人赤荻保育園」でございます。

利用定員は、3歳未満児が45人、3歳以上児が51人の合計96人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は914.23㎡、園庭の面積は264.95㎡でございます。

給食の提供状況であります、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に8ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1)の学級編制についてであります、申請内容は、17人編制の学級を3学級、学級担任を6人配置することとしておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります、保育教諭の配置基準は13人以上となりますが、申請内容は18人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は3人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります、

まず、園舎の構造は1階建てでありますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります、設置基準は523.95㎡以上とされておりますが、申請内容は914.23㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります、本来の基準は右の基準欄のカッコ内に記載しており449.5㎡以上であり、申請内容は264.95㎡ですので設置基準を満たさないこととなりますが、保育所からの移行特例を適用することにより、面積基準が217.8㎡以上となりますので、基準を満たすこととなるものでございます。

保育所からの移行特例についてご説明いたしますが、本来の幼保連携型認定こども園の園庭の面積の基準は、学級数による算定面積と3歳以上の園児数に3.3㎡を乗じて得た面積を比較していずれか大きい面積に、2歳の園児数に3.3㎡を乗じて得た面積を加えた面積以上とされております。

一方で、保育所の園庭の面積の基準は、2歳以上の園児数に3.3㎡を乗じて算出することとされておりますので、保育所の中には、学級数により園庭の面積基準を算出する幼保連携型認定こども園の園庭の面積基準を満たさない場合もございます。

このような状況を踏まえまして、既存の保育所が幼保連携型認定こども園へ円滑に移行ができるよう、当分の間の措置として、既存の保育所の設備を利用して幼保連携型認定こ

ども園の認可を受けようとする場合は、幼保連携型認定こども園の園庭の面積の算定については、学級数で算定した面積を適用しないことができるとの経過措置を設けているもの
でございます。

次に、保育室等の面積であります、いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでござい
ます。

次に、(4)の運営についてであります、申請内容は、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業を実施することとされておりますので、基準を満
たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が「認定こども園 赤荻保育園」の申請内容と認可基準への対応状況でございます。
よろしく願いいたします。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

○藤本委員

認定こども園赤荻保育園については、既存の保育所からの移行特例を適用して、幼稚連
携型認定こども園の園庭の基準を満たすこととなるものですが、この移行特例はいつまで
適用されるのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

移行特例は、国の基準及び県の条例において、当分の間、適用されるものであり、期限
は定められていないものでございます。従いまして、国の基準の改正がなされ、移行特例
を適用しないこととなるまでの間は、移行特例が適用されることとなるものでござい
ます。

○大塚委員

他にご質問等はございませんでしょうか。

(なし)

○大塚委員

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

次の施設について、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料9ページをご覧ください。

4件目の、「認定こども園一関南保育園」についてご説明いたします。

まず9ページであります。施設名は、右上に記載のとおり「認定こども園一関南保育園」でございます。

施設の所在地は一関市、施設の設置者は「社会福祉法人一関南保育園」でございます。

利用定員は、3歳未満児が24人、3歳以上児が46人の合計70人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は668.31㎡、園庭の面積は619.48㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に10ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1)の学級編制についてであります。申請内容は、15人編制の学級を2学級、16人編制の学級を1学級、学級担任を3人配置することとしておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は8人以上となりますが、申請内容は12人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は2人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。

まず、園舎の構造は1階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります。設置基準は481.05㎡以上とされておりますが、申請内容は668.31㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります。設置基準は433.0㎡以上とされておりますが、申請内容は619.48㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります。申請内容は、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業を実施することとされておりますので、基準を満たしているものとさせていただきます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものとさせていただきます。

以上が、「認定こども園一関南保育園」の申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしくお願いいたします。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

○大塚委員

他にご質問等はありませんでしょうか。

(なし)

○大塚委員

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

次の施設について、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料11ページをご覧ください。

5件目の、「幼保連携型認定こども園しんじょう幼稚園」についてご説明いたします。

まず11ページであります。施設名は、右上に記載のとおり「幼保連携型認定こども園しんじょう幼稚園」でございます。

施設の所在地は奥州市、施設の設置者は「学校法人真愛学園」でございます。

利用定員は、3歳未満児が12人、3歳以上児が80人の合計92人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は881.46㎡、園庭の面積は1,217.56㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に 12 ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1)の学級編制についてであります。申請内容は、24人編制の学級を1学級、28人編制の学級を2学級、学級担任を3人配置することとしておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は5人以上となりますが、申請内容は10人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は1人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。

まず、園舎の構造は2階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります。設置基準は443.76㎡以上とされておりますが、申請内容は881.46㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります。設置基準は439.6㎡以上とされておりますが、申請内容は1,217.56㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。「幼保連携型認定こども園しんじょう幼稚園」においては2歳未満児の利用定員を設定しておりませんので、乳児室及びほふく室は設置されておられません。

保育室にかかる申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります。申請内容は、教育週数が年間44週、子育て支援事業については、教育保育相談事業を実施することとされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、「幼保連携型認定こども園しんじょう幼稚園」の申請内容と設置基準への対応状況でございます。

よろしく願いいたします。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

○藤本委員

当該施設については、調理員が1名とのことですが、調理員1名の体制で、全ての園児に対して自園調理で給食を提供することが可能なのでしょうか。

○大内主任主査

認可申請においては、調理員は1名とされておりますが、その他に、栄養士が1名配置されておりますので、適宜対応がなされるものと認識しております。

○大塚委員

他にご質問等はございませんでしょうか。

(なし)

○大塚委員

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

次の施設について、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料13ページをご覧ください。

6件目の、「幼保連携型認定こども園ふどうこども園」についてご説明いたします。

まず13ページであります。施設名は、右上に記載のとおり「幼保連携型認定こども園ふどうこども園」でございます。

施設の所在地は矢巾町、施設の設置者は「社会福祉法人矢巾親和会」でございます。

利用定員は、3歳未満児が51人、3歳以上児が69人の合計120人でございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は935.57㎡、園庭の面積は1,613.00㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に14ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1)の学級編制についてであります、申請内容は、23人編制の学級を3学級、学級担任を3人配置することとしておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります、保育教諭の配置基準は14人以上となりますが、申請内容は18人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は3人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります、

まず、園舎の構造は2階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります、設置基準は526.59㎡以上とされておりますが、申請内容は935.57㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります、設置基準は459.4㎡以上とされておりますが、申請内容は1,613.00㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります、いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります、申請内容は、教育週数が年間40週、子育て支援事業については、教育保育相談事業を実施することとされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、「幼保連携型認定こども園ふどうこども園」の申請内容と設置基準への対応状況でございます。

よろしく願いいたします。

○大塚委員

只今の件につきましてご質問等はありませんでしょうか。

○藤本委員

子育て支援事業の中の、実費徴収に係る補足給付を行う事業とは、具体的にどのような事業なんでしょうか。

○大内主任主査

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が支払うべき教育保育に必要な費用又は行事への参加に要する費用等について、助成を行う事業でございます。

○大塚委員

他にご質問等はございませんでしょうか。

(なし)

○大塚委員

ご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

では、認可を適とすることといたします。

以上、6件について審議いたしましたが、審議結果について、知事に答申したいと思えます。

事務局から、答申書の案の配布をお願いします。

(事務局から答申書(案)を各委員に配布)

お手元に配布した案のとおり、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、このとおり答申することといたします。

○大塚委員

以上で、本日の議事を閉じさせていただきます。

各委員の皆様には、進行にご協力をいただきありがとうございました。

○高橋少子化・子育て支援担当課長

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第2回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会を終了いたします。

ありがとうございました。